

ＩＣＴ活用工事（地盤改良工）（ペーパードレーン工）積算要領

１．適用範囲

本資料は、ＩＣＴによる地盤改良工（以下、地盤改良工（ＩＣＴ））のうち、粘土、シルト及び有機質土等の地盤を対象として行う軟弱地盤処理工のうちＰＶＤ工法（旧ペーパードレーン工法（ＩＣＴ））に適用する。なお、サンドマット施工後の打設を標準とするが、プレファブリケイティッドバーチカルドレーン打機を湿地型としているため、敷鉄板については敷設しないことを標準とする。

２．機械経費

２－１ 機械経費

ＰＶＤ工法（旧ペーパードレーン工法（ＩＣＴ））の積算で使用するＩＣＴ建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。

なお、損料については、最新の「建設機械等損料算定表」によるものとする。

① ＰＶＤ工法（旧ペーパードレーン工法（ＩＣＴ））

ＩＣＴ建設機械名	規格	機械経費	備考
プレファブリケイティッドバーチカルドレーン打機	[ベースマシーン]湿地型 打設長 30m 以下 [施工管理装置]	損料にて計上	ＩＣＴ建設機械 経費加算額は別途計上
	[ベースマシーン]湿地型 打設長 30m を超え 40m 以下 [施工管理装置]		

２－２ ＩＣＴ建設機械経費加算額

ＩＣＴ建設機械経費損料加算額は、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、２－１機械経費にて計上するＩＣＴ建設機械に適用する。

なお、加算額は、以下のとおりとする。

(１) ＰＶＤ工法（旧ペーパードレーン工法（ＩＣＴ））

対象建設機械：プレファブリケイティッドバーチカルドレーン打機

損料加算額：48,000 円／日

２－３ その他

ＩＣＴ建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。

２－３－１ システム初期費

ＩＣＴ建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ＩＣＴ建設機械精度確認等、ＩＣＴ建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、貸出しに要する全ての費用と

して、以下の費用を計上する。

(1) PVD工法（旧ペーパードレーン工法（ICT））

対象建設機械：プレファブリケイティッドバーチカルドレーン打機

費用：1,150,000 円／式

※1 工事当り使用機種毎に一式計上を原則とするが、受注者の責によらず、連続作業でICT建設機械による施工が出来ない場合等については、監督職員と協議のうえ複数計上できるものとする。

3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。

費用の計上について、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

また、前工事及び設計段階での3次元データを活用した場合、発注者が貸与する3次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。

なお、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」については、当初設計では計上しない。

4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

PVD工法（旧ペーパードレーン工法（ICT））における、ICT建設機械の施工履歴データを用いた出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。

5. 施工箇所が点在するICT活用工事の積算について

施工箇所が点在する工事に該当する場合は、土木工事標準積算基準書「第1編第2章 工事費の積算」及び「第I編第11章 施工箇所が点在する工事の積算」により積算するものとする。

6. 土木工事標準積算基準書に対する補正

6-1 単価表の補正

積算基準の「6. 単価表（1）PVD工 100本単価表」にて建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用としての「ICT建設機械経費加算額」を以下のとおり加算する。

名称	規格	単位	数量	指定事項
ICT建設機械経費加算額		日	$100 \times T_c / 60 \times T$	機械損料数量 1.84

(注) T_c ：1本当り施工時間（min／本）

T ：プレファブリケイティッドバーチカルドレーン打機運転日当り運転時間（h）

$$=6.8 \text{ (h/日)}$$

L : 打設長 (m)

7. 諸雑費

PVD工法（旧ペーパードレーン工法（ICT））を実施する場合、諸雑費率を乗じる合計額に、ICT建設機械経費加算額は含めない。